

環境配慮契約法に係る基本方針の検討方針・課題等

(使用に伴い温室効果ガス等を排出する物品の購入に係る契約について)

(1) 本契約に関する基本的事項

本契約は、使用に伴い温室効果ガス等を排出する物品を購入する場合に、購入価格とその使用に伴い排出される温室効果ガスや総維持費用等を総合的に評価する物品の調達に関する契約に適用するものとする

当面の間、自動車の購入に関する契約に適用するものとする

上記の物品を購入する契約にあっては、車両価格及び使用時の供用期間全体の燃料代又は電気代を算出し、当該費用が最低の価格になる者と契約を締結するものとする

発注時の要求性能等に関しては、行政目的等を適切に勘案し定め、必要以上に入札を制限することがないように配慮するものとする

(2) 基本的な考え方

本契約方式の基本的な考え方は、以下のとおり。

総合評価落札方式の採用

- ・ ライフサイクルを考慮した場合、使用時の環境負荷が相当程度大きくかつ市場に提供されている製品の技術革新が早く、製品間に大きなエネルギー使用等に関する差異の大きな物品に適用
- ・ 自動車の場合は、本体価格等のインシヤルコスト（初期費用）に加え、生涯燃料費や自動車重量税等のランニングコストも加えたトータルコスト（ライフサイクルコスト）で総合的に評価することが必要

グリーン購入法の特定調達品目

- ・ 自動車の判断の基準を満足する製品であることが前提条件

燃料種の考慮

- ・ 燃料種の異なる自動車については、要求仕様等が異なる場合が多いことから比較を実施しないことを原則

(3) 本契約方式の方法等

購入後に燃料や電気などのエネルギーを大量に使用し、ライフサイクルを考慮した場合に、製造時に比べ相当程度使用時の環境負荷の多い物品に関して、これらのエネルギー使用に伴うコストを含め総合的に評価を行うことが必要である。

自動車の場合は、供用期間中に燃料としてガソリン・軽油等を使用し、温室効果

ガス等を排出するとともに、燃料費用の支出を伴うものであり、単に入札時に最低落札価格のみで調達を行った場合には、最終的にはむしろ行政コストが増加する可能性のある物品である。

このため、自動車の購入に関する契約については、以下の考え方を基本として、省エネルギー法や低公害車指定制度など他の施策と整合を図りつつ契約方法を検討する。

- ・ グリーン購入法に係る特定調達品目の判断の基準を満足することが前提
- ・ 環境性能を費用換算¹したライフサイクルコスト(生涯費用、トータルコスト)で評価
- ・ 燃料価格は、当該地域(都道府県別)の前年度の平均価格を使用することを基本に検討
- ・ 調達目的に合わせた発注条件の指定(車種や燃料種ごとの評価を原則)

(4) 検討に当たっての留意点・課題等

検討に当たっての留意点・課題等については、以下のとおり。

- ・ イニシャルコストとランニングコストの算定方法の検討
- ・ 燃費測定に移行状況(10・15モードからJC08モード)を踏まえた評価方法の検討
- ・ 調達目的に合わせ発注条件の指定方法の検討

¹ 自動車の環境負荷はCO₂を指標とした場合には燃料使用量(=年間走行距離×供用期間/燃費)に簡略的に比例することから、環境負荷は燃料費を考慮することをとおして費用換算が可能